

LEC社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

2026年澤井道場
直前MAX完全予想 これだけ800本
使用教材

(2026/07/14現在)

「2026年澤井道場 直前MAX完全予想 これだけ800本」の教材におきまして、以下の訂正箇所がございます。受講生の皆様には大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※教材名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは表紙のバーコード下に記載しております。

・ 2026/07/14掲載分… p.1～ p.4

【2026/07/14 掲載分】**国民年金法 問題(RL26240/RL26250(第2版))**

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P. 24 〔問 090〕 ～ 〔問 092〕	次ページの内容に差し替え

□□□〔問 090〕

20 歳から 54 歳までが第 2 号被保険者期間で、55 歳から 60 歳までが第 1 号被保険者期間(すべて申請全額免除期間としている。)である者が 64 歳となったときに、厚生労働大臣の承認を受けたならば、当該申請全額免除期間に係る保険料について追納することができる。

□□□〔問 091〕

保険料を追納する場合、追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額に政令で定める額を加算した額となるが、免除を受けた月の属する年度の翌々年度(免除の月が 3 月のときは、翌々年の 4 月)以内ならば加算されない。

□□□〔問 092〕

厚生労働大臣は保険料の滞納処分の執行を免れる目的で、その財産について隠ぺいしているおそれがある者について、財務大臣にその処分の権限の全部又は一部を委任することができるが、その場合の条件として納付義務者が 13 か月以上保険料を滞納しているか、又は、前年の所得が 1,000 万円以上であることが必要である。

厚生年金保険法 問題(RL26242/RL26252(第2版))

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P. 4 〔問 005〕 ～ 〔問 008〕	次ページの内容に差し替え

□□□〔問 005〕

適用事業所以外の事業所に使用される 70 歳未満の者（適用除外の事由に該当する者を除く。）は、事業主の同意を得たうえで厚生労働大臣の認可を受けて被保険者となることができるが、この場合、事業主の同意があった日に被保険者（「任意単独被保険者」という。）資格を取得する。

□□□〔問 006〕

適用事業所に使用される 70 歳以上の者で、老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有していない者（適用除外の事由に該当するものを除く。）は、その者を使用する事業主が、高齢任意加入被保険者資格取得申出書を実施機関に提出することによって高齢任意加入被保険者となることができる。

□□□〔問 007〕

適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者で保険料に関する事業主の同意のない者が、初めて納付すべき保険料以外の保険料を滞納し、督促状の指定期限までにその保険料を納付しないときは、納期限の属する月の前月の末日に高齢任意加入被保険者の資格を喪失する。

□□□〔問 008〕

適用事業所以外の事業所に使用される高齢任意加入被保険者が、老齢又は退職を事由とする年金の受給権を取得したときは、その翌日に当該被保険者の資格を喪失する。